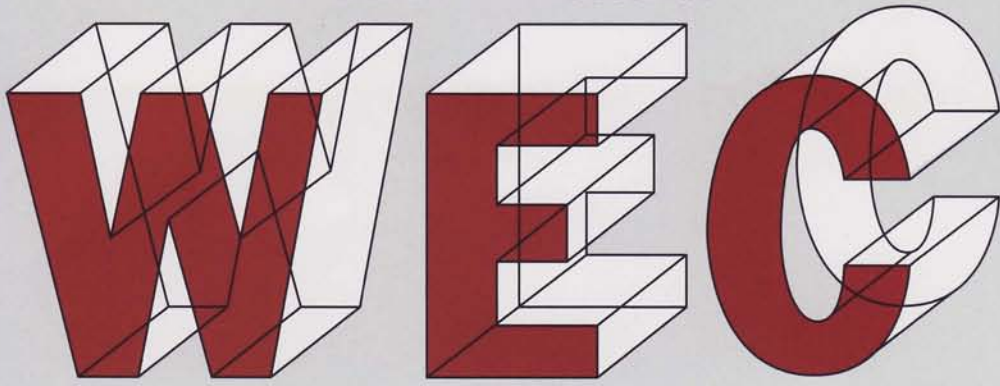


21世紀をリードする国際経済誌



World Economic Community

■特集

2030年に向けエネルギー自給率倍増へ

■特集

原子力発電比率10年後41%へ



黒川 明 / 参天製薬社長

2010

7

●●元気なうちに遺言書作ろう●●

相続を争族しないために 公正証書が確実、自筆OK

遺産相続争いは増加傾向にあり、裁判に至らないもめ事は数え切れない。相続には遺言が不可欠である。遺言のない相続は親族間で相続をめぐる争い（争族）の原因になりやすい。核家族化で親族の交流が少なくなり、なおさらである。住宅ローンや教育資金、老後の生活資金が足りないなど不安な親族にとつて遺産は絶対のチャンスである。「有効・適切な遺言があれば争族は未然に防げる」とNPO法人「老いじたくあんしんねっと」は指摘し、遺言書作成のセミナーを開催している。

▽相続争い増加

社会福祉士小川晴雄氏は三月中旬、千葉県野田市で同NPO法人が主催した遺言書作成セミナーで講演した。以下はその要旨である。

遺言はなぜ必要なのか。遺言のない相続は親族間の相続をめぐる争い（争族）の原因になりやすいからである。遺産分割に関する裁判所での調停・審判の件数は増加傾向にあり、裁判に至らないもめ事は数え切れない。

司法統計によると、二〇〇〇年に約一万一千件だったが、年々増加し、二〇〇六年には一万二千五百件を超えた。相続争いの原因となる背景は三つある。戦後の民主主義で家督相続制度から均分相続となり、法の下ではみな平等という権利意識が高まって親族で互いに主張を譲らない結果が生まれ、家庭裁判所での調停・審判に持ち込まれるケースが増えたことが第一である。

第二は戦後の家族の形態が大家族から核家族化し、親族間の交流が疎遠に

なつたこと。

第三は現在の社会的状況で、住宅ローンや教育資金で金を使い果たし、貯えがなくなつて老後資金が足りず、年金にも不安があるという背景である。こういう親族にとつて相続はまとまった金が入るチャンスである。相続手続きの流れはどうなっているのか。

被相続人が死亡すると相続が発生する。葬儀を終えて、遺言書の有無が確認される。相続人の調査をし、確定するために戸籍謄本を収集し、相關関係図を作成する。そして相続財産の調査をして財産目録を作成する。借金の調査も欠かせない。これらは相続が発生したことを知つてから三カ月以内に行う。遺言がない場合はどうなるか。相続人全員で遺産分割協議を行い、話し合いがまとまれば遺産分割協議書を作成する。それから遺産の名義変更手続きを行う。この協議がうまくまとまるかが問題である。

遺言がある場合。普通方式には、自筆証書遺言と数が少ない秘密証書遺言、

公正証書遺言がある。自筆の場合は家庭裁判所で検認手続をして証明書をもらつてから名義変更手続きに入る。公正証書遺言の場合は、検認が必要ないので速やかに名義変更手続きできる。

▽法定相続人

相続人が決まっていな場合は民法で相続人の優先順位が決められている。配偶者は常に相続人であり、子どもとも相続順位は第一順位である。子



講演の小川晴雄氏

どもが死亡している場合は孫が代襲相続する。子どもがいない場合は両親が第二順位となる。両親が死んでいる場合は祖父母となる。自分の兄弟姉妹は第三順位である。死んでいれば甥や姪となる。ここまでが代襲相続として法的に権利がある。

相続分と遺留分はどうなっているのか。法定相続分は民法九〇〇条、遺留分は一〇二八条に定められている。

相続分は、配偶者と子どもの場合はそれぞれ全体の二分の一ずつ、子どもがいなくて配偶者と父母の場合は、配偶者三分の二、父母三分の一、配偶者と兄弟姉妹の場合は、配偶者が四分の三、兄弟姉妹は四分の一となっている。遺留分は、配偶者と子どものみは二分の一、父母のみは三分の一、兄弟姉妹はゼロである。この遺留分の配分は遺言によっても侵害できない権利だ。

さて、遺言がない場合や遺言による分割方法の指定がない場合、遺言に記載されていない財産がある場合も含めて相続人全員の話し合いで相続分を決めることになるが、話し合いでまとまらないと家庭裁判所での調停・審判と大変である。

遺産分割協議では、まず相続人を確定し、相続財産を確定する。相続人全員が参加して協議に入るが、嫁や婿は口を出さないこと。相続人全員の合意があれば、法定相続分と異なる配分も可能である。遺産分割協議書を作成し遺産の名義人変更手続きに入り、遺産を相続する。ところが、互いに欲の皮が突つ張つて合意に至らない時はどうなるか。分捕り合戦、争族の始まりである。家庭裁判所での調停・審判という長い争いに入る。

「残されたのは家屋敷だけで貯金も分けるほどない」と財産を一人占めにしようとする人、「法定相続分で分けなければいんじゃないかな」と法律を

盾にする人、「兄さんは家を建てる時に随分と援助されたんじゃないですか」と特別受益を主張する人、「長い間介護に通い面倒をみました。相続分が皆さんと同じでは納得できない」と寄与分を要求する人。内輪もめは果てしない。遺産分割の調停申し立ては平成十九年に一万二千件あった。

そのうち一割は遺産総額が一千万円未満である。少なければ少ないほど分割でもめやすい。何億もあれば、多少の差があっても分けやすくなる。

▽遺言書作成を勧める人

遺言書の作成を特に勧めたい人は次の通りである。

①法定相続分と異なる配分をしたい人。生前良く尽くしてくれたのでこの人には多めにとか、生活が大変なので少し多くとか、生活状況を考慮した財産配分を指定できる。

②相続人の人数や遺産の種類・数が多い人。だれが何を取得するか、明確に指定しておけば紛争防止になる。

③子どもがいない人。配偶者の義理の両親や義理の兄弟姉妹にも相続権が生じ、妻が全財産をスムーズに相続することが難しくなる。

④再婚をしている人。先妻と後妻にそれぞれ子どもがいる場合は、それぞれに配分しなければならぬ。

⑤個人企業の経営者・農業経営者。相続によって事業用資産が分散すると、事業を承継できなくなる。

⑥病弱あるいは障害者の家族がいる人。財産の管理や相続人の世話をした後見人を指定できる。

⑦相続人の中に行方不明者や浪費家がいる人。財産を渡せない、渡したくない相続人がいる場合。行方不明者の場合は家裁に申し立てて財産管理ができる。

⑧法定相続人以外に財産分与を考えている人。例えば死亡した息子の嫁とか特別に看護してくれた人、内縁の妻や婚姻以外の子どもへの遺贈。

⑨公益法人などへの寄付を考えている人。

⑩身寄りのない人。死後、葬儀や墓をどうするか前もって決めておく、遺言書の中に書いておくこと。

▽遺言が望ましい例

(事例1) 子のない妻。相続人が妻と兄弟姉妹の場合、妻の法定相続分は四分の三。愛する妻に全財産を遺すためには、遺言書を作成すればよい。兄弟姉妹には遺留分がないので遺留分の配慮は必要ない。

(事例2) 相続権のない嫁。世話をしなくても子どもには法定相続分はあるが、献身的に世話をしてくれた嫁には相続権がないためゼロというのはおかしいと考えて遺言する。小津安二郎の映画「東京物語」の原節子の役を想起させる。

(事例3) 行方不明の相続人がいる人。遺言がないと利害関係者が家裁に申し

立てて行方不明の財産を管理する不在者財産管理人を選任もらい、不在者財産管理人が代わって分割協議を行う。

(事例4) 先妻の子どもと後妻の子ともがいる人。先妻と死別し、再婚して両方の結婚で子どもがいる場合、先妻の子と後妻の子は、いずれ後妻が亡くなった時に、後妻が遺言書から引き継いだ財産を相続することができる。

いよいよ遺言書を書く準備を始める。まず、これからの自分の生涯を設計する。そして財産目録を作成(プラスの財産とマイナスの財産)、クリアブックを活用して書類をひとまとめにする。財産に相続税がかかるかを確認する。公平な立場でどの財産をだれにどれだけ相続させるか考える。この「公平」が難しい。相続人に配分について不満を持たないようにすることが大事で、相続人の経済的状況やだれが自分のために目ごろ尽くしてくれたかなどを考える。祭祀承継や遺言執行者を決める。遺言執行者には相続が一番多い人を選ぶとよい。分からなければ専門家に相談し、元気なうちに自分の意思で書く。親族の紛争を避ける円満な相続を実現させよう。

遺言書に記載できることは何か。どの財産を相続人のうちの誰に相続させるか、相続人以外の者に遺贈・寄付するのか、誰に祭祀を承継してもらうのか、遺言執行者をだれにするか、婚姻以外の子を認知したい、相続人を廃除したいなどである。

予備的遺言として、相続人あるいは受遺者が自分より先に亡くなった場合に備え、次の相続人、受遺者を考えておくこと。付言事項として遺族に感謝の心となぜこの遺言内容にしたのか等、遺言者の気持ちを伝えて相続人に遺言内容を納得してもらおうよう配慮も必要。

▽遺言書作成上の注意事項

遺言書作成上の注意点を列記する。

相続財産は正確で漏れがないことが第一である。

①不動産の土地・建物は所在地、家屋番号などを登記簿通りに書く。預貯金は金融機関名、支店名と「預貯金及びその他の債権」を記載する。有価証券は証券会社名、支店名と「株式及びその他の債権」を記載する。積極財産（プラスの財産）だけでなく、消極財産（マイナスの財産＝借金など）も書く。相続が借金の方が多い場合は三カ月以内に相続放棄をすることができ、②遺留分に配慮すること。

③遺言の内容は日ごろの自分の言動と一致させる。「お前には特に世話になつたから財産を多くあげる」と長男にも次男にも言ったりすると、その言質でもめることになる。公平な立場で、どれだけ相続させるか考えておく。

⑤相続財産は分けやすく工夫する。

⑥家屋や土地などの不動産の共有は紛争の先送りである。

⑦金融資産については金額だけでなく、割合を指定する。

遺言書の普通方式には大きく分けて公正証書遺言と自筆証書遺言がある。そのほか秘密証書遺言もあるが、これは少ない。特別方式には緊急時遺言として一般危急時遺言と難船危急時遺言、隔絶地遺言として伝染病隔離者遺言、船舶隔絶地遺言がある。このうち最も多い自筆遺言と公正証書遺言について説明する。自筆証書遺言は守らねばならぬ四つの条件がある。

①全文を自筆で書くこと（ワープロや代筆、録音は不可）②署名③作成年月日④押印（認印可）、である。

遺言書は本人が死亡し相続が発生したら公正証書以外には検認の手続きが必要となる。これは証拠保全の手続きであり、遺言書の有効・無効を判断するものではない。

まず家庭裁判所に検認の申し立てをする。指定された期日に家裁で検認の手続きをして検認済みの証明書を受け取る。金融機関で名義変更するが、金融機関によっては金融機関所定の用紙に相続人全員の署名と実印が必要になることがある。名義変更には遺言書の原本が必要で、不動産、金融財産の名義変更が数多くある場合、手間と日数がかかる。

遺言書は、相続もしくは遺贈する人や財産の内容その割合を変更したい場合、遺言書の全部を書き直すか一部を訂正する必要がある。また原則として作成日の新しい遺言書が優先され、その意味で作成年月日は必須である。

▽公正証書遺言がベスト

小川氏が勧めるのは公正証書遺言である。遺言内容のメモと必要書類（遺言者の印鑑証明、戸籍謄本等）を公証役場に持って行き、公証人に遺言書の案を作成してもらおう。作成する場合は証人二人の立ち会いが必要だが、公証人に言えば紹介してくれる。証人一人に五千円～一万円払えばOK。専門家に依頼すれば遺言内容の相談から遺言書の作成まで証人になることも含めてすべて手伝ってくれる。公証人は原本、謄本を作成し、原本は公証役場に半永久保存され、正本と謄本が本人に渡される。検認手続きは不要で名義書き換え手続きも容易だ。本人死亡後の遺言書の有効・無効の争いもほとんどない。費用は公証人手数料令による。五百万を超え一千万円以下は一万七千円、一千万円を超え三千万円以下は二万三千円、三千万円を超え五千万円以下は二万九千円、五千万円を超え一億円以下は四万三千円等である。

公正証書遺言書と自筆遺言書のメリット、デメリットを整理すると――。公正証書のメリットは検認手続きが不要。不動産、金融資産の名義変更が簡単、形式に不備がなく紛争の余地がほとんどないこと、偽造・破棄・紛失の心配がないことである。デメリットは証人二人が必要、費用が若干かかる、公証人との打ち合わせが必要の三点である。一方、自筆遺言書のメリットは手軽に

作成できて費用もかからず、遺言内容を秘密にできる点である。デメリットは、検認手続きが必要、内容の不備で紛争が起きやすい、偽造、変造、隠匿、紛失の恐れがある、保管場所に悩む等である。

▽元気なうちに作成を

加齢とともに判断能力が低下することがある。遺言書を作成する意思能力があるうちに遺言書を作ることが重要だ。

公正証書遺言の場合は、法律の専門家である公証人が関与して作成するので無効になるリスクは少ない。判断力が低下した後にて作成された自筆証書遺言の場合は遺言の有効・無効をめぐって争いとなる公算大である。

相談相手は弁護士、司法書士、行政書士、ファイナンシャル・プランナーなど専門家がよい。相談しながら手続きを進める。相続税は五千万円プラス法定相続人数に一千万円をかけた金額が基礎控除される。

養子については、実子がいる場合は一人、いない場合は二人までが相続税の基礎控除額を計算する場合の法定相続人の対象となる。相続税がからならない場合は申告不要である。子どもに日ごろから自分の考えや気持ちを伝え、遺言書を書いておくのもよい。

※問い合わせ先「NPO法人「老いじたくあんしんねっと」」 ☎ FAX 04 (7169) 4165